

札幌市身体障害者福祉センターの管理に関する協定における 新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和 40 年条例第 30 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 12 月 26 日付で札幌市（以下「甲」という。）及び公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（以下「乙」という。）が締結した札幌市身体障害者福祉センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 7 条、第 26 条、第 37 条及び別表の規定に基づき、札幌市身体障害者福祉センター管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準の取扱い及び令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次とのおり合意したことを確認する。

第1条 令和 2 年度以降に、本市より新型コロナウイルス感染症に関連して市有施設の休館及び一部利用制限の要請がされた期間並びに不要不急の外出自粛等の呼びかけがされた期間を対象に、貸館事業及びソフト事業については、要求水準の達成に関し指定管理者の評価の対象から除く

第2条 新型コロナウイルスの感染拡大に関し、協定第 17 条第 1 項に定める管理業務に係る費用及び同条第 2 項に定める当該費用の支払金額に変更は行わない。また、当該費用の支払い金額のほか、甲から乙に対し一切の支払いを行わない。

第3条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 3 年 6 月 24 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
札幌市長 秋元克広

(乙) 札幌市西区二十四軒 2 条 6 丁目 1 番 1 号
公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会
会長 浅香博文